

		Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																						
		1. 就学援助制度の周知方法																																						
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)														
		ア、教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の冊子に制度を記載	エ、就学時健康診断の際に就学援助制度の案内を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の案内を配布	カ、入学時に就学援助制度の案内を配布	キ、毎年度の進級時に就学援助制度の案内を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ、その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(8) (7) のカの内容									
		ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ、就学援助システムを駆使して提出	ク、その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(8) (7) のカの内容											
		ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ、就学援助システムを駆使して提出	ク、その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(8) (7) のカの内容											
新潟県 新潟市	新潟市	30	30	28	18	9	10	12	19	28	1	1	12		12	0	0	28	0	2		2	4	9	12	7	0	1	1	1		1	5	0	23	21	2	6		6
新潟県 津南町	津南町		○							○	○							○								○					○								町立学校（または町内居住）の全児童生徒に申請書と案内を配布し、全世帯から申請有無の意思確認の提出のため申請書を提出していただいている。	
新潟県 刈羽村	刈羽村		○		○						○							○																	○					
新潟県 関川村	関川村						○				○							○																						
新潟県 津島浦村	津島浦村										○							○																		○			該当なし	

新潟県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																															
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																															
		<小学校>（1）実施・検討状況について		<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）								<小学校>（6）（5）のこの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容																	
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、入学前支給を行わず、費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度初年度）以降	イ、令和7年度（令和8年度）以降	ウ、令和8年度（令和9年度）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の場、案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育園に案内を配布	キ、市内の小学校で在籍する児童及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他	<小学校>（6）（5）のこの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続も時間がかかるから	ウ、規則回数が増える、支給額に転入した児童への対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	<小学校>（9）（8）の工及びオの内容											
30	30	27	0	2	0	1	0	0							27	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	16	0	12	5	5	9	2	7	0	0	4	5	5		0		1	1	1	1	0	1	

新潟県	新潟市	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
-----	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																															
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																															
		<小学校>（1）実施・検討状況について			<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期							<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）							<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）							<小学校>（6）（5）のオの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）					<小学校>（9）（8）の工及びオの内容															
		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っていない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	その	ア、令和6年度（令和7年度前入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度前入学分）以降	ウ、令和8年度（令和9年度前入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	オ、11月	ア、12月	イ、1月	ウ、1月	エ、1月	オ、1月	ア、2月	イ、2月	ウ、2月	エ、2月	オ、2月	ア、3月	イ、3月	ウ、3月	エ、3月	オ、3月	ア、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、就学案内の冊子に記載又は就学案内の冊子とともに配布	エ、就学時健康診断の際に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育園で案内を配布	キ、市内の小学校で在籍生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を送付	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他	<小学校>（6）（5）のオの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続上、時間がかかるとから	ウ、規定回数が増える、支給額に転居へした場合の対応など、担税制事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから
30	30	27	0	2	0	1	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	16	0	12	5	5	9	2	7	0	0	4	5	5	0	1	1	1	1	0	1										
新潟県	五泉市	○						○												○																													
新潟県	上越市	○						○												○																													
新潟県	阿賀野市	○						○												○																													
新潟県	佐渡市	○						○												○		○								○																			
新潟県	魚沼市	○						○												○		○	○					○			○	就学時健康診断の結果通知と合わせて書類を送付																	
新潟県	南魚沼市	○						○												○											○	就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同時して送付。																	
新潟県	胎内市	○						○											○										○																				
新潟県	聖籠町	○						○												○		○	○					○																					
新潟県	弥彦村	○						○												○								○																					
新潟県	田上町	○						○												○						○																							
新潟県	阿賀町	○						○												○							○																						
新潟県	出雲崎町		○																																○			就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学税金」として給付しているため。											
新潟県	湯沢町	○						○														○						○	入学通知に同封																				

都道府県	市区町村名																																	
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容						<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由 （あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容									
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている							ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）		ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、規定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他				
30	30	27	0	2	0	1	0	0						27	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	17	0	1	1	1	1	0	1	
新潟県	新潟市	○								○										○														
新潟県	長岡市	○								○						○																		
新潟県	三条市	○								○										○														
新潟県	柏崎市	○								○										○														
新潟県	新潟市	○								○										○														
新潟県	小千谷市	○								○										○														
新潟県	加茂市	○								○										○														
新潟県	十日町市	○								○									○															
新潟県	見附市	○								○									○															
新潟県	村上市	○								○									○															
新潟県	燕市	○								○									○															
新潟県	糸魚川市	○								○									○															
新潟県	妙高市	○								○									○															

都道府県	市区町村名																															
<中学校>（１） 実施・検討状況について		<中学校>（２）（１）の力の内容						<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）					<中学校>（６）（５）の工及びオの内容							
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている							ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）		ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他		
30	30	27	0	2	0	1	0	0						27	0	0	0	0	0	0	0	1	1	8	17	0	1	1	1	1	0	1
新潟県	五泉市	○								○											○											
新潟県	上越市	○								○											○											
新潟県	阿賀野市	○								○											○											
新潟県	佐渡市	○								○											○											
新潟県	魚沼市	○								○											○											
新潟県	南魚沼市	○								○											○											
新潟県	胎内市	○								○											○											
新潟県	聖籠町	○								○											○											
新潟県	弥彦村	○								○											○											
新潟県	田上町	○								○											○											
新潟県	阿賀町	○								○											○											
新潟県	出雲崎町			○																						○		就学援助制度とは別に、町の事業として新入生全員に「入学税金」として給付しているため。				
新潟県	湊沢町	○								○											○											

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は 子に○をし た場合、生 活保護基準 額中に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等 が悪い者 または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 が支障を きたしてい るもの	シ、経済 的理由に よる欠 席日数 が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと 認められる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変動する もの) (例：生 活保護の 額(394 万円)、 1.3倍、 1.5倍 等) (係 数(倍率) (4)に 記入し てください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額を 超過してい るもの) (例：生 活保護の 額(394 万円)、 1.3倍、 1.5倍、 (455万 円)等) (係 数(倍率) (4)に 記入し てください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額に一定 の係数を 掛けたも の(係数 (倍率) (4)に 記入し てください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたも の(例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.2倍、 1.5倍等) (係数 および 均等割を (5)に 記入し てください。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 族が急変 した者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)						
																			倍	倍							
30	30	26	27	26	22	23	23	6	6	20	21	8	7	7	18	10	7	12	0	3	7	28	0	7	0	30	
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0	
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○									○						1				0	
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○				○				○		○					1				0	
新潟県	柏崎市	○	○	○		○	○			○	○							○				1				0	
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1		学校長が特に援助を必要と認める状態にある者で委員会が認めるもの		0	
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0	
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1		病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		0	
新潟県	十日町市		○	○			○											○				1				0	
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1				0	
新潟県	村上市																	○				1				0	
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0	
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		1				0	
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				0	

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は ヅ、のをし た場合、生 活保護基準 額中に掲げ る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掲げる 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 健康保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い者 、昼食、 被服等 が悪い者 または 学習用品 等に不自 由してい る者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数 が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認められる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を乗じた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384万 円)、1.5倍 (455万 円)等) 係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	チ、特別 支援教育 費の必要 額に一定 の係数を 乗じたも の(係数 (倍率)を (4)に記 入してく ださい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 乗じたも の(例：課 税最低限 度の額 の1.0倍、 1.5倍等) (係数 (倍率)を (4)に記 入してく ださい。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 族が急変 した者	ト、その他								
係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍																								
30	30	26	27	26	22	23	23	6	6	20	21	8	7	7	18	10	7	12	0	3	7	28	0	7	0	30	
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1				0	
新潟県	上越市	○	○	○													○					1				0	
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					2				0	
新潟県	佐渡市	○	○													○						1				0	
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	1			保護者 に病気、 障害があ る場合や 保護者の 転職、失 業、解雇 等により 所得状況 に著しく 減が生じ た場合な ど配慮が 必要で、 魚沼市教 育委員会 が就学援 助を必要 と認める もの。	0	
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○					○	1			児童扶 養手当の 全部支給	0	
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○									○						1				0	
新潟県	聖籠町																	○				1				0	
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0	
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○					申請があ った内容 について 定例教育 委員会で 個別に審 査しており 、所得状 況、学校 や民生委 員からの 情報提供 等、家庭 状況を 総合的に 鑑みて認 定・否認 定を判断 している。	0	
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1				0	
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0	
新潟県	湯沢町	○	○	○													○		○			1				0	

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率						
		(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																		(2) (1)で ソ、タ又は ナに○をした 場合、生 活保護基準 額等に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税優待措置 に掛ける 係数(倍率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項	令和6年度			
		ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税の 非課税	ウ、市区 町村民税の 減免	エ、国民 健康保険料 の免除	オ、国民 健康保険料 の減免 または徴収 の猶予	カ、児童 扶養手当の 支給	キ、保護 者が職業 安定所登録 労働者	ク、PTA 会費、学 校納付金等 の減免が行 われている者	ケ、個人 の事業税の 減免	コ、固定 資産税の減 免	サ、学校 納付金の 納付状態の 悪い者、給 食、被服等 が悪い者ま たは学習用 品等に不自 由している 者等で保護 者の生活状 況がきわめ て悪いと認 められるもの	シ、経済 的な理由に よる欠席日 数が多い者	ス、保護 者の職業が 不安定で、 生活状態が 悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金に よる貸付け	ソ、生活 保護の基準 額に一定の 係数を掛けた もの(生活保 護の基準額が 1.3倍、1.5倍 等)(係数を (4)に記入し てください。)	タ、生活 保護の基準 額に一定の係 数を掛けたもの (生活保護の 基準額が1.3倍 の額(394万円) 、1.5倍(455万 円)等)(係数 (倍率)を(4)に 記入してくだ さい。)	チ、特別 支援教育(学 級援助費の需 要)課税優待 措置に一定の 係数を掛けた もの(係数(倍 率)を(4)に記 入してください 。)	ツ、市区 町村民税(所 得割)又は均 等割)課税優 待措置に一定 の係数を掛けた もの(係数(倍 率)を(4)に記 入してください 。)	テ、離職 や病気等の理 由によつて家 計が急変した 者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)	倍		倍		
都道府県	市区町村名	30	30	26	27	26	22	23	23	6	6	20	21	8	7	7	18	10	7	12	0	3	7	28	0	7	0	30
新潟県	津南町		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○						1					0
新潟県	刈羽村		○	○	○	○	○	○			○	○						○					1					0
新潟県	関川村		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				1			経済定額理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたもの		0
新潟県	犀島浦村																					○				対象者がいないため。		0

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	3
新潟県	新潟市	
新潟県	長岡市	児童生徒が不適切な服装等によりお叱りたり、保護者の経済等で登校が困難に陥っていることがあった場合は、福祉児童生徒とその家族に関する関係機関の協力を要する場を逃して、当該家族の経済状況や問題への検討をとおして、必要に応じて、就学援助制度への申請を支援に依頼している。（※申請の場合）
新潟県	三条市	
新潟県	柏崎市	り。
新潟県	新潟市	
新潟県	小千谷市	
新潟県	加茂市	
新潟県	十日町市	
新潟県	見附市	
新潟県	村上市	
新潟県	燕市	
新潟県	糸魚川市	
新潟県	妙高市	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	3
新潟県	五泉市	
新潟県	上越市	
新潟県	阿賀野市	
新潟県	佐渡市	
新潟県	魚沼市	
新潟県	南魚沼市	
新潟県	胎内市	
新潟県	聖籠町	
新潟県	弥彦村	
新潟県	田上町	
新潟県	阿賀町	
新潟県	出雲崎町	
新潟県	津沢町	児童福祉施設で生活する児童の虐待防止、虐待の発生防止に関する取組などについて、児童の虐待防止を目的とする児童福祉施設において、児童に虐待を受けている状況である、児童が虐待を受けやすい状況にある中、児童虐待防止の取組を推進して、児童の虐待防止の取組を推進する取組を実施している。

		6. その他
新潟県	市町村6	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	3
新潟県	津南町	
新潟県	刈羽村	
新潟県	関川村	
新潟県	津島浦村	